

広島市開発登録簿調書

登録番号

14

当 初 許 可	開 発 許 可		番 号	広島市指令指宅 第 35 号		変 更 許 可	番 号	年 月 日	内 容
			年 月 日	令和 2 年 9 月 9 日					
	開 発 許 可 を 受 け た 者		住 所	広島市中区中町 7 番 16 号					
			氏 名	東亜地所株式会社 代表取締役 西本義弘					
	工 事 施 行 者		住 所	広島市安佐南区山本七丁目 20 番 1 号					
			氏 名	株式会社 尼子建設 代表取締役 尼子 極					
	許可に基 づく地位の承 継	承継または 受 理	番 号						
			年 月 日	令和 年 月 日					
		承継した者	住 所						
			氏 名						
		工事施行者	住 所						
			氏 名						
	承継の原因等								
	開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の 名称および地番		広島市安佐南区山本新町一丁目 111 番 1 号一部, 111 番 6 号一部, 112 番 1, 112 番 2 号一部					
		開 発 面 積		23,092.25 m ²					
		予定建築物の用途		学 校					
		宅地区画および戸数		1 棟					
		区域及び 地 域 等	区 域	(市街化区域)・市街化調整区域					
			地域・地区	第二種住居地域					
	法第 41 条第 1 項の 制限の内容			○建ぺい率 ○高さの限度 ○容積率 ○壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)					
予 定 工 期	着 手	許可の日から 30 日以内 令和 年 月 日							
	完 了	着手の日から 7ヶ月以内 令和 年 月 日							
工 事 完 了	検 査	広 指 宅 第 243 号 令和 3 年 3 月 12 日							
	公 告	広島市告示第 118 号 令和 3 年 3 月 12 日							
							備 考		